

平成16年度 奉仕活動・体験活動関係施策一覧

平成15年11月

文 部 科 学 省

奉仕活動・体験活動推進プロジェクトチーム

目 次

内閣府	1
警察庁	2
総務省	6
法務省	1 3
外務省	1 6
文部科学省	2 4
厚生労働省	3 9
農林水産省	4 8
経済産業省	5 8
国土交通省	6 0
環境省	7 8

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 内閣府)

施策名	事業概要		実施主体等	担当局課
IT活用によるNPO法人情報の提供・利用の高度化	(事業目的) NPO 法人数は全国で 13,250 法人、うち内閣府所管分で 1,206 法人(注)となっており、申請件数も依然として高水準で推移している。このため、フロー・ストック両面において、適切に対処していくための対応策が必要となっている。	(事業内容) 依然として高水準にある NPO 法人の設立等申請数及びそれに伴う認証数の増大に対応するため、外部の専門家の協力を得ること等により、①設立等相談業務体制の整備、②事業報告書のチェック体制の整備、③NPO 法人の管理・監督体制の整備を行う。	国	国民生活局 市民活動促進課
NPO 法の施行体制整備等	また、平成 15 年度税制改正において、認定 NPO 法人制度に関し、認定要件緩和やみなし寄付金制度が新たに導入されるなど大幅に拡充され、さらに、NPO 法自体についても、活動分野の拡大等が盛り込まれた改正法が平成 15 年 5 月より施行されたところである。 これら NPO 活動の一層の基盤整備に伴い、更なる申請数・認証数の増加が予想されることから、NPO 法施行体制の整備等、市民の社会貢献活動の促進に向けた施策を行う。	NPO 法に基づく情報公開制度について、従来の内閣府における縦覧・閲覧だけでなく、IT のもつ利点の活用により、情報バリアを解消し、情報公開の実効性を確保するため、インターネットを通じた縦覧・閲覧書類の情報提供を平成 15 年度に行なうこととしており、引き続き当該システムの運用・管理を行う。 また、電子政府の実現のため、平成 15 年度に NPO 法人認証申請・届出等手続きの電子受付システムの開発と同時に住民基本台帳ネットワークシステムを導入しており、当該システムについても引き続き運用・管理を行う。	国	
ボランティア活動活性化事業		2001 ボランティア国際年の取組みを発展させるために国連で採択された「ボランティア活動支援のための勧告」の趣旨をふまえ、(1)情報誌やイベントを通じてボランティア活動の社会経済への貢献の大きさに対する社会的認識を高める広報・啓発、(2)ボランティア団体の自主的、自発的な参加による全国規模のデータベースの継続的な運用、(3)研修、国際交流を通じた人材育成等を実施する。	国	

(注) 平成 15 年 9 月末現在

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 警察庁)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
地域安全対策パイロット事業	<p>(事業目的) 重点的に地域安全活動に取り組む地区をパイロット地区に指定し、自治体、関係団体等の協力を求めつつ、地区防犯協会等のボランティア団体による地域安全活動を効果的に推進する。</p> <p>(事業内容) 全国109地区を「地域安全対策パイロット地区」に指定し、ひったくりや侵入など地域住民に身近な犯罪及び事故、災害についての発生状況、被害に遭わないためのノウハウなど地域の安全に関する情報の提供、地域の危険箇所の点検、改善など環境整備活動などを行う。</p>	国 都道府県警察	生活安全局生活安全企画課
全国地域安全運動中央大会の開催	<p>(事業目的) 功労のあったボランティアや団体の顕彰</p> <p>(事業内容) 前年までの地域の生活の安全に関して功労のあった個人、団体を顕彰し、このような活動の活性化を図る</p>	国 全国防犯協会連合会等	
長寿社会対策パイロット事業	<p>(事業目的) ボランティア団体等と協力して、高齢者の保護の推進及び高齢者による社会参加の推進を図る。</p> <p>(事業内容) 高齢者居住人口の多い全国90校区を「長寿社会対策パイロット地区」に指定し、推進指導員民間リーダーを中心とする対策推進会議や防犯座談会を積極的に行い、地域の要望等を踏まえた活動を進める。</p>	国 都道府県警察	

(省庁名 警察庁)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
少年による街頭犯罪等を抑止するための地域住民活動の活性化	<p>(事業目的) 全国のモデル地区において、地域青年層の活力導入のためのパイロット事業を実施し、地域社会における少年問題への無関心を食い止め、もって増加傾向にある少年犯罪の発生を抑止させることを目的とする。</p> <p>(事業内容) 次の活動を内容とするパイロット事業を推進する青年ボランティアに対する協力謝金等</p> <ul style="list-style-type: none">・街頭犯罪の抑止のための「目に見えるパトロール活動」・非行少年等を対象とした勉学支援・就職支援等の「継続的な指導・支援活動」・少年とともに行う環境美化活動、社会奉仕活動等の社会参加活動	国 都道府県警察	生活安全局少年課
少年警察協助力員制度	<p>(事業目的) 非行集団の解体補導活動に関し、その協力援助としての民間有志者の活動によって、解体補導の円滑かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 次の活動を推進するボランティア（少年警察協助力員）に対する協力謝金・非行集団に所属する少年について、当該集団から離脱させ、非行を防止するための指導、相談活動・警察が行う非行集団の解体補導活動に関する協力援助 <ol style="list-style-type: none">2 少年警察協助力員研修会の開催	国 都道府県警察	

(省庁名 警察庁)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
被害少年に対する継続的支援活動	<p>(事業目的) 犯罪の被害が少年に与える影響の緩和等を図るため、継続的なカウンセリングの実施等によるフォローアップを行う。</p> <p>(事業内容) 1 警察が行う被害少年の継続的支援について臨床心理学者の専門的見地から助言を行うボランティア（被害少年カウンセリングアドバイザー）に対する協力謝金 2 警察の指導、助言の下に、被害少年及びその保護者へのきめ細やかな家庭訪問等を行うボランティア（被害少年サポーター）に対する協力謝金 3 被害少年サポーター研修会の開催</p>	国 都道府県警察	生活安全局少年課
少年補導功労者表彰	<p>(事業目的) 少年補導功労者及び少年補導功労団体に対する表彰制度を通じて少年の非行防止及び健全育成活動の一層の活性化を図る。</p> <p>(事業内容) 多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に多大の功労があったと認められる者及び団体を表彰する。</p>	国 全国少年補導員協会	
サイバー・ボランティア等による出会い系サイト等の有害環境浄化活動の推進	<p>(事業目的) 出会い系サイト等のインターネット上の有害情報に対する環境浄化活動を行うことにより少年が安全にインターネットを利用できる環境を整備し、少年の犯罪被害及び非行の防止を図る。</p> <p>(事業内容) ボランティアが出会い系サイト等インターネット上の有害情報を発信しているサイト開設者等の事業者をサイバーパトロール等によって把握し、これら事業者等に対して自主的な処置の要請等の活動を行う。</p>	国 都道府県警察	

(省庁名 警察庁)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
交通安全国民運動中央大会の開催	<p>(事業目的) 国民一人一人の交通安全思想と交通徳の向上を図り、交通事故を防止することを目的として開催している。</p> <p>(事業内容) 前年まで交通安全のために献身的な尽力をし、交通事故の防止と交通秩序の確立に功績があった個人、団体等を顕彰することにより、交通安全意識の啓発・普及と交通安全活動の活性化を図る。</p>	国 財団法人全日本 交通安全協会	交通局交通企画課
地域交通安全活動推進委員	<p>(事業目的) 交通の安全と円滑に資するための自主的な活動を行う民間の有志に法律上の資格を付与し、地域住民の理解と協力を得て地域ぐるみで行う活動の促進を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・住民に対する交通安全教育・適正な駐車及び道路使用について住民の理解を深めるための運動・交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動・交通の安全と円滑に資するための協力要請活動・交通の安全と円滑に資する相談活動等	都道府県警察	

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 総務省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当課
NPO等の活動の活性化を推進するために地方公共団体が行う助成等に係る地方交付税措置	(事業目的) NPO等の活動の活性化を図る。 (事業内容) シンポジウムの開催、優良団体の表彰等の啓発活動、人材育成、NPO等に対する活動助成、NPO等の連携活動等の支援や特定非営利法人認証事務経費等について地方交付税措置を講じている。	地方公共団体	
少子・高齢化対策事業	(事業目的) 高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会の実現を図る。 (事業内容) NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設整備に対して地方財政措置を講じている。 (事業内容)	地方公共団体	自治行政局 地域振興課

(省庁名 総務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当課
わがまちづくり支援事業	<p>(事業目的) 住民と行政が役割分担して行う地域づくりを発展・充実させる。</p> <p>(事業内容) 住民が中心となって考え、主体となって行う「わがまちづくり」を支援するものであり、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について、地方交付税措置を講じている。</p>	市町村	
健全育成対策推進事業	<p>(事業目的) 青少年への多様な体験機会の提供や青少年を取り巻く環境の整備、家庭教育への支援など幅広い取組を支援することにより青少年の健全育成を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・社会体験（職業体験）等を通して社会性、責任性、優しい心等を育てる事業・自然体験、山村留学等を通して冒険心や好奇心、心の豊かさ等を育む事業	市町村	自治行政局 自治政策課

(省庁名 総務省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当課
<p>「地域国際化協会」が行う事業に対する県等の助成金に係る地方交付税措置</p>	<p>(事業目的) 地域の国際化の推進を図る。</p> <p>(事業内容) 地域レベルの国際化の推進における民間組織の果たす役割の重要性にかんがみ、平成元年度より都道府県・政令指定都市の中核的な民間国際交流組織を「地域国際化協会」と認定し、所要の財源措置を講じる等、その育成・支援を図っている。</p> <p>「地域国際化協会」は、地域の行政主体である地方公共団体と協力しつつ地域の国際化の推進のために地域住民に対する啓発事業等を実施しているが、地域の中核的な民間国際交流組織という性格上、他の民間国際交流組織の育成・支援を行っており、NGO団体、ボランティア団体への支援・育成も行っている。</p>	<p>都道府県、 政令指定都市</p>	<p>自治行政局 国際室</p>
<p>自治体国際協力プラザの開設</p>	<p>(事業目的) 市町村における国際協力の取り組みを促進するとともに、国際協力に関するノウハウの提供、NGOとの連携の促進を行い、地域の特性を活かした国際協力を推進する。</p> <p>(事業内容) 国際協力に関する様々な情報の集積等を行うとともに、国際協力アドバイザーの派遣を行う。地方公共団体とNGOの情報交換の場の設定や、地方公共団体とNGOが連携した国際協力事業の実施方策等についての検討を行う。</p>	<p>(財)自治体 国際化協会</p>	

(省庁名 総務省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当課
地域福祉基金	<p>(事業目的) 地域の特性に応じた高齢者保健福祉施策等を推進するため、民間活動に適切なインセンティブを付与すること等。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体が地域福祉基金を設置する経費について、平成3年度から平成5年度まで地方交付税措置を講じた。 なお、地方公共団体は、この地域福祉基金の運用益を活用してボランティア活動の活発化等各種の民間福祉活動等の支援を行っている。</p>	地方公共団体	自治財政局 財務調査課
コミュニティ施策	<p>(事業目的) 地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営むことができるような基礎的な地域社会の形成を図る。</p> <p>(事業内容) 都道府県及び市町村におけるコミュニティ活動に関する情報提供に要する経費等について普通交付税の基準財源需要額に算入している。</p>	地方公共団体	自治行政局 行政課

(省庁名 総務省消防庁)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
①消防団体験活動	<p>消防団での体験活動を通じ、地域住民の消防団に対する理解を促進するとともに、青少年の健全育成に資するため、地域コミュニティに根ざした消防団における体験活動に要する経費について、以下の財政措置によりその支援を行うものである。</p> <p>①地域住民への理解とPRを行うことを目的とする消防団活動について、地域活動交流費の一部として地方交付税措置を講じている。</p> <p>②消防団総合整備事業（国庫負担） 平成16年度より消防団活性化総合整備事業と消防団拠点施設等整備事業を統合。青年層・女性層の入団促進や地域との交流促進に要する経費も負担対象とする予定。</p> <p>③ふるさと消防団活性化助成事業（自治総合センター） 地域住民の消防団に対する理解と認識を深め、地域住民の消防活動に対する積極的協力を得るために必要な施設及び設備に対し助成を行う。</p>	地方公共団体	消防庁消防課
②防災基盤整備事業	<p>自主防災組織などが災害時に活動する拠点の整備を図り、「災害に強い安全なまちづくり」を目指すため、防災拠点施設や避難地などの整備、防災システムのIT化、消防広域化対策に係る事業等を対象としており、地方債及び地方交付税を活用した財政措置を講じている。</p>	地方公共団体	

(省庁名 総務省消防庁)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
③自主防災組織活動の推進	自主防災組織の設立促進及び活動活性化を図るため、『自主防災組織の手引』を作成し、全ての自主防災組織に配布する。また、自主防災組織の活動推進のためのモデル事業や、学校教育と連携を図った自主防災組織活性化事業等を行うことにより、自主防災組織の結成を促進するとともに、活動の活性化と効果的な普及を図る。	国	消防庁防災課
④防災知識啓発委託	① 5分間の防災知識啓発番組をテレビ放映する(平成16年度は2回)。災害ボランティア等を取り扱う。 ② 特別番組をテレビ放映する。	国	
⑤災害ボランティアの推進	災害現場におけるボランティアの活動、ボランティアセンターの運営等の情報を都道府県を通じて収集のうえ、その結果をとりまとめ、消防庁ホームページに掲載し紹介する。	国	
⑥自主防災組織の活性化(資機材等の整備)	自主防災組織等による自主的な防災活動を活性化し、地域における防災力の向上を図るために、防災資機材等の整備を図る。 (負担率) 1/2	市町村	
自主防災組織・災害ボランティア活動経費についての地方交付税措置	自主防災組織や災害ボランティアなど地域住民による防災活動の活性化を図るため、地方公共団体における研修、訓練、シンポジウム等の実施、災害ボランティア連絡協議会の開催、自主防災組織連絡協議会の設置運営、資機材の整備等のための経費について、普通交付税の基準財政需要額に算入する。	地方公共団体	

(省庁名 総務省消防庁)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
⑧防災まちづくり大賞	地域コミュニティや地方公共団体における防災に関する優れた取組、工夫、アイデアのうち、特に優れたものを総務大臣賞等により表彰し、防災上の効果を解説した事例集、パンフレット等により全国に幅広く紹介する。	国	消防庁防災課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 法務省) [ボランティア名：保護司，更生保護施設職員，BBS会員，更生保護女性会員，協力雇用主]

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
ボランティアに対する 顕彰	保護司等民間ボランティアの功績を顕彰し，その士気の高揚を図る。 (事業内容) (保護司に対する表彰) 1 法務大臣表彰 2 法務大臣感謝状 3 地方更生保護委員会委員長表彰 4 保護観察所長表彰 (更生保護法人等役職員に対する顕彰) 1 法務大臣表彰 2 地方更生保護委員会委員長表彰 3 保護観察所長表彰 (BBS会員，更生保護女性会員，及び民間篤志家に対する顕彰) 1 法務大臣感謝状 2 地方更生保護委員会委員長感謝状 3 保護観察所長感謝状	国	保護局 総務課
ボランティアに対する 研修等	更生保護におけるボランティア活動を行う上で必要となる技術及び知識 の修得を図る (事業内容) 1 保護司に対する研修 2 更生保護女性会員に対する研修 3 BBS会員に対する研修 4 更生保護施設職員に対する研修 5 協力雇用主に対する研修	国	保護局更生保 護振興課

(省庁名 法務省) [ボランティア名：保護司，更生保護施設職員，BBS会員，更生保護女性会員，協力雇用主]

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
保護司活動に対する実費の弁償	保護司の負担を軽減し，その活動を強化することで保護観察の充実を図る。 (事業内容) 保護司の活動に要した費用の全部又は一部の支弁	国	保護局 更生保護振興課
保護司による非行防止活動の実施	保護司による少年非行相談を実施して地域における非行防止活動の推進を図る。 (事業内容) 少年非行相談活動等の実施に必要な資材の作成	国	
保護観察対象少年に対する社会参加活動等の実施	社会参加活動等を通して他者に対する思いやりの気持ちを涵養するとともに，自らの地域社会に与えた損害を償わせ，社会的ルールの厳しさを実感させること等により，社会性の発達を促し，早期の改善更生を図る。 (事業内容) 1 社会参加活動等実施のための指導旅費 2 社会参加活動等を実施する上で必要な資料等の作成費及び郵送料	国	保護局観察課
社会参加活動協力者に対する謝金の支給	社会参加活動に民間ボランティア等の協力を得るなどして保護観察の充実を図る。 (事業内容) 社会参加活動に協力した者に対する謝金の支給	国	
処遇協力者に対する謝金の支給	処遇活動に協力雇用主等民間ボランティアの協力を得て保護観察の充実を図る。 (事業内容) 処遇活動に協力した者に対する謝金の支給	国	

(省庁名 法務省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
人権擁護委員に対する顕彰	人権擁護委員に職務上特別な功労があると認められるときには、法務大臣表彰、人権擁護局長表彰をするとともに、多年にわたり職務上の功績があった者が退職または死亡したときは、法務大臣感謝状を贈呈する。	国	人権擁護局総務課
人権擁護委員に対する研修	人権擁護委員としての職務執行に必要な知識及び技能を修得させることを目的に、新任委員研修、委員第二次研修、委員四年次目研修、同和問題講習会及び男女共同参画問題研修を、法務局または地方法務局において実施する。	国	人権擁護局総務課
人権擁護委員に対する実費弁償	地域社会において、人権啓発、人権相談等に従事する人権擁護委員の負担を軽減し、その活動を充実強化することにより、人権擁護の推進を図る。 (事業内容) 人権擁護委員には給与は支給されないが、職務を行うために要した旅費その他の費用について予算の範囲内で弁償する。	国	人権擁護局総務課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 外務省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>国際開発協力関係民間公益団体補助金</p> <p>=NGO事業補助金= 平成16年度はNGO事業促進支援事業のみ実施</p>	<p>(事業目的) 開発途上国において我が国NGOが行う草の根レベルでの開発協力事業に対する助成。我が国NGOの国際協力活動を財政面で支援するとともにきめこまかな対途上国開発協力の拡充を図ることを目的とする。</p> <p>(事業内容) NGOのキャパシティー・ビルディング(能力強化)を支援する観点から、NGOによる事業活動の促進に対する支援を目的とした事業。</p> <p>(1) プロジェクト企画調査支援 (2) プロジェクト評価支援 (3) 組織運営・活動能力向上支援 (補助率及び交付上限額等) 総事業費の原則2分の1以下。平成15年度においては、1申請事業につき50万円以上500万円以下。</p>	<p>国</p>	<p>経済協力局民間援助支援室</p>

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
NGO活動環境整備支援事業	<p>(事業目的) 我が国NGOの組織、活動、専門性の向上に資する支援を行う。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 NGO相談員制度 NGO活動に関する市民からの様々な相談や、NGO間相互の情報・相談ニーズに対し、経験豊かなNGOが相談員となって適切なアドバイスを行うもの。2 分野別NGO研究会 NGOの専門性の強化を図るべく、ODAの3重点分野である保健・医療、教育、農業・農村開発の各NGOネットワークにて実施3 国別NGO研究会 特定の国で活動するNGOの活動能力を向上すべく、当該国で実施できる具体的なプロジェクトとの研究・形成や支援形態等についての提言を行うもの。4 NGO専門調査員制度 国際協力活動に関する各種専門性を有する人材が特定分野の強化を望むNGO活動に一定期間従事し、課題の調査及び改善策の提言を行うもの。5 NGOキャパシティー・ビルディング研修 欧米NGOから先進的・専門的な技術を学ぶべく、NGOの人材育成として、保健、医療、教育、農業、緊急人道支援の各NGO向け研修を実施。	国	経済協力局民間援助支援室

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
日本NGO支援無償資金協力	<p>(事業目的) 我が国NGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発、緊急人道支援プロジェクト等に対し資金協力を行うもの。平成14年度に創設された。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 開発協力事業支援 開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力プロジェクトに対して資金協力を行うもの。平成15年度の対象地域は、128ヶ国及び1地域。2 セクター連携支援 日本のNGOが他のNGO（当該国・地域のローカルNGOを除く）や研究機関等（営利団体を除く）と連携し、コンソーシアムを組んで開発協力プロジェクトを実施するもの。対象地域は開発協力事業支援と同様。3 NGO緊急人道支援無償 海外で発生する大規模な武力紛争や自然災害に伴う難民・避難民に対する緊急人道支援活動に従事する日本のNGOに対し、より迅速かつ機動的に活動を立ち上げられるよう支援するもの。<p>(次頁続く)</p>	国	経済協力局民間援助支援室

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
日本NGO支援無償資金協力	<p>(前頁続き)</p> <p>4 リサイクル物資輸送費支援 日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資（消防車、救急車、病院用ベッド、車椅子、学校用机・椅子、仮設プレハブ住宅等）を日本のNGOが引き受け、開発途上国に贈与するにあたり、その輸送費等を支援するもの。</p> <p>5 マイクロクレジット原資支援 担保手段を持たないために民間銀行等からは融資対象として不適格と見なされる貧困層、特に女性を対象として、生産手段の確保・拡充、所得向上のために日本のNGOに対し原資として供与される資金を活用し、少額・無担保の信用を供与するもの。</p> <p>6 対人地雷関係支援 日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育といった一連の対人地雷関連の活動を支援するもの。</p>		

(省庁名 外務省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>青年海外協力隊派遣事業</p>	<p>(事業目的) 開発途上国からの要請に基づき、隊員が当該国国民の生活に直接とけ込み、当該国へ技術移転を行うことを通じて、当該国の経済及び社会の発展又は復興に協力を行う。更に、派遣された青年男女隊員がその活動を通し、広い国際的視野や感覚を養うこととなる。</p> <p>(事業内容) 開発途上国からの要請に基づき、その国の人々と生活を共にしながら、相手国の経済及び社会の発展又は復興に貢献しようという有為な日本国籍を有する青年(20～39歳)を派遣し、相手国に対し技術協力を行うもの。 協力隊員の活動職種は約150種に及ぶ。</p> <p>(実施個所等) 平成14年度末現在では、66か国の途上国に対して2,315人を派遣中。累計で78の国に23,874人を派遣。</p>	<p>(独)国際協力機構</p>	<p>経済協力局技術協力課(昭和40年度から実施)</p>
<p>シニア海外ボランティア事業</p>	<p>(事業目的) 開発途上国からの技術援助の要請に基づき、幅広い技術、豊かな経験を有し、途上国のために貢献したいと希望する中高年の人を途上国に派遣し、当該国の経済及び社会の発展又は復興に協力を行う。</p> <p>(事業内容) 日本国籍を有する中高年の方(40～69歳)でボランティア精神を持ち、心身ともに健康で途上国の経済社会の発展に貢献しうる技術、知識、経験を持ち、現地でのコミュニケーションに必要な語学力を有する方を途上国に対して原則1年ないし2年間派遣し、相手国に対し技術協力を行うもの。</p> <p>(実施個所等) 平成14年度末現在では、46か国の途上国に対して685人を派遣中。累計で46か国に1,281人を派遣。</p>	<p>(独)国際協力機構</p>	<p>経済協力局技術協力課(平成12年度から実施)</p>

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
<p>草の根技術協力事業</p>	<p>(事業目的) 国際協力事業団（JICA）が日本のNGO、大学、公益法人等の団体と、開発途上地域の生活向上を促す目的で、共同事業として実施するもの。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草の根パートナー型 事業提案団体がプロポーザルを作成してJICAで審査の上、採否を決定するもの。最長3年間で5千万円。 ・草の根協力支援型 NGOがJICAのコンサルテーションを受けつつ案件を形成していくもの。最長3年間で1千万円 ・地方提案型 地方自治体等の有するノウハウを活用するもので、年1回ヒアリングを実施。 <p>(実施箇所等) JICA事務所等の所在する69か国（パレスチナを含む）</p> <p>(予算形態) 委託契約</p>	<p>(独) 国際協力機構</p>	<p>経済協力局民間援助支援室</p>

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
草の根文化無償協力	<p>(事業内容) 開発途上国における草の根レベルでの文化・高等教育の振興</p> <p>(事業内容) 開発途上国において活動するNGO、開発途上国の地方公共団体、学術・研究機関、文化・高等教育機関が実施する比較的小規模な文化・高等教育の振興のための機材整備及び輸送費補助に対して資金協力を行うもの。</p> <p>(実施対象国(2004年度)) 国民一人あたりのGNP(2001年)が5185ドル以下の国で、日本大使館のある80カ国。</p> <p>(援助額等) 1件あたりの供与限度額は原則1千万円以内。 個別案件につき審査の上、供与額を決定。</p>	<p>国 (大使館、総領事館が実施)</p>	<p>文化交流部政策課</p>
日米センターNPOフェロースhip	<p>(事業目的) 日米間の草の根交流の架け橋となり、国際的に活躍できる次世代の人材の育成</p> <p>(事業内容) 日本国内のNPOの中堅スタッフの中から一般公募により年間3～5名程度のフェローを選抜し、4ヶ月以上1年以内の期間米国のNPOに派遣し、スタッフとして研修。</p>	<p>(独)国際交流基金</p>	<p>文化交流部政策課</p>

(省庁名 外務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
日米センター一般公募助成事業「市民交流プログラム」	<p>(事業目的) 非営利セクターの組織基盤・活動基盤の強化発展を目的とした人材育成や相互ネットワーク構築等を通じて日米交流促進に寄与</p> <p>(事業内容) 日本又は米国の非営利団体（NPO、大学、研究所、図書館等）が実施するNPO交流関係プロジェクトへの助成。</p>	(独) 国際交流基金	文化交流部政策課
JOI (Japan Outreach Initiative) プログラム	<p>(事業目的) 日本との交流の機会が比較的少ない地域における対日関心の喚起や日本理解の促進及び草の根交流の担い手育成。</p> <p>(事業内容) ボランティアとして草の根交流のコーディネーターを米国に派遣する。コーディネーターは、主に米国南東部の日米協会や大学等の地域交流活動の拠点に配置され、学校やコミュニティで、日本の文化、社会、生活、日本語に関する知識や情報を提供し、また日米交流を深めるための活動を展開する。</p>	(独) 国際交流基金	文化交流部政策課
日本語ボランティア教師派遣	<p>NGO (NPO) との連携により、ボランティアの日本語教師を派遣する。先進国 (北米をのぞく) を対象に、在外公館がニーズ調査を行い、NGO (NPO) が、ボランティア日本語教師の募集・選考・派遣を行う。</p> <p>受け入れ教育機関は、宿舎、食事を提供。派遣期間は約1年。年間2～3名を派遣。</p>	日本国内にある非営利団体	文化交流部政策課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業	地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備・充実を図る。	国、都道府県、市町村等	生涯学習政策局社会教育課
地域子ども教室推進事業	子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の大人の教育力を結集し、学校を活用して、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する指導員を派遣し、緊急かつ計画的【1年目：7,000校、2年目：14,000校、3年目：全国定着化】に子どもたちの居場所（活動拠点）を整備する。	都道府県等	生涯学習政策局生涯学習推進課
豊かな体験活動推進事業	「体験活動推進地域」、「体験活動推進校」及び「地域間交流推進校」を指定するとともに、長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験を行う、「長期宿泊体験推進校」を設ける。	国、都道府県、市町村等	初等中等教育局児童生徒課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
自然体験活動担当教員講習会	学校教育における体験活動の一層の充実を図るため、体験活動の指導内容、実施上の配慮、施設の利用方法等について協議研究・情報交換を行い、体験活動担当教員の資質向上を図る講習会を開催する。	国、(独)教員研修センター、(独)国立青年の家	初等中等教育局児童生徒課
介護等体験特例法実施連絡協議会	「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(介護等体験特例法)」により、普通免許状取得希望者に義務づけられた社会福祉施設等における7日間の介護等体験を円滑に実施するため、国・都道府県・大学・施設関係者等の連携・協議を図る。	国、都道府県等	初等中等教育局教職員課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
初任者研修における社会体験研修等の実施	各都道府県・指定都市・中核市がすべての新任教員を対象として実施している初任者研修において、社会体験研修、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修を実施するために必要な経費を補助する。	都道府県等	初等中等教育局教職員課
教員の長期社会体験研修の実施	「学校と社会の相互交流事業」の一環として、各都道府県・指定都市・中核市が、教員を民間企業、社会福祉施設等に1ヶ月から1年程度派遣して行う長期社会体験研修を実施するために必要な経費を補助する。	都道府県等	初等中等教育局教職員課
教職経験者研修における社会体験研修の実施	各都道府県・指定都市・中核市が教職経験に応じて実施している教職経験者研修において、ボランティア活動等の社会体験研修を実施するために必要な経費を補助する。	都道府県等	初等中等教育局教職員課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>公立学校施設整備</p>	<p>【目的】 学校教育施設としての機能を十分確保することはもとより、学校・家庭・地域社会が連携できる環境を整えるとともに、地域コミュニティの拠点として、それにふさわしい整備が実施できるようにする。</p> <p>【内容】 ・学校に地域住民の意見交換や交流等の場を整備する地域・学校連携施設整備事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が地域コミュニティの拠点となるよう施設のバリアフリー化を推進 ・余裕教室等の財産処分手続きを簡素化・明確化し、老人デイサービスセンターや保育所等に活用しやすくしている。 	<p>市町村等</p>	<p>初等中等教育局施設助成課</p>
<p>インターンシップ総合推進事業</p>	<p>インターンシップを実施する国私立大学等の支援を目的として経費の配分を行う。また、高等学校及び大学等のインターンシップの全国的な推進・発展を図るため、「インターンシップ推進全国フォーラム」を開催し、教育界、産業界等の関係者による情報・意見交換等を行う。</p>	<p>国、国私立大学等</p>	<p>高等教育局専門教育課 私学助成課</p>
<p>体験学習の推進（私立高等学校等経常費助成費補助金）</p>	<p>私立小・中・高等学校等で社会奉仕体験活動やインターンシップ等を積極的に実施できるよう、特別な助成を行う都道府県に対する補助。</p>	<p>都道府県</p>	<p>高等教育局私学助成課</p>

(省庁名 文部科学省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
民間社会教育活動振興費補助金	社会教育関係団体等が行う社会公共的に意義のある事業に補助をしており、この中でボランティアに関する研究協議会の開催や青少年のボランティア活動等の事業が行われている。	民間団体	生涯学習政策局社会教育課
地域科学技術理解増進人材の活動推進	全国各地域において、実験・工作教室の指導等、ボランティア的に科学技術理解増進活動に携わる人材を確保し、研修等を通じ養成するとともに、地域からの要請に応じつつ、これらの人材による活動を推進する。また、実験・工作教室等に関し企画力、調整能力がある「コーディネーター」を中核として、ボランティア間の情報交換を促進するとともに、組織的、連携的な活動を推進する。	(独) 科学技術振興機構	科学技術・学術政策局基盤政策課
「ものづくり」人材の育成・確保の推進	小中学生が適格な指導者の下で、発明・工夫への興味を高め、独創的なアイデアを活かしたものづくり体験を通じて、科学的に考察し、創意工夫することの喜びを体験させるとともに、知的財産に対する意識の育成を図る。	国	研究振興局振興企画課奨励室

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
青少年長期自然体験活動推進事業	青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成をする。	都道府県	スポーツ・青少年局青少年課
省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行うモデル事業の実施を通して、体験型環境学習を推進する。	国、都道府県、民間団体等	スポーツ・青少年局青少年課
青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業～悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業～	屋内に引きこもりがちな青少年等の悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組むモデル事業を実施する。	都道府県・民間団体等	スポーツ・青少年局・青少年課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり</p>	<p>非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動等を行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する。</p>	<p>国、都道府県</p>	<p>スポーツ・青少年局青少年課</p>
<p>「子どもゆめ基金」事業</p>	<p>21世紀を担う夢を持った子どもの健全育成の推進を図るため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに設置された「子どもゆめ基金」により、民間団体が行う子どもの体験活動等への助成を行う。</p>	<p>民間団体</p>	<p>スポーツ・青少年局青少年課</p>
<p>独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの管理・運営（「子どもゆめ基金」部分を除く）</p>	<p>青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。</p>	<p>(独) 国立オリンピック記念青少年総合センター</p>	<p>スポーツ・青少年局青少年課</p>

(省庁名 文部科学省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
独立行政法人国立青年 の家の管理・運営	青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図る。	(独) 国立青年 の家	スポーツ・青少 年局青少年課
独立行政法人国立少年 自然の家の管理・運営	少年を自然に親しませつつ行う団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な少年の育成を図る。	(独) 国立少年 自然の家	スポーツ・青少 年局青少年課
文化体験プログラム支 援事業	市町村において、子どもたちが年間を通じて多様な機会に多種の文化にふれ あい体験する文化体験プログラムを作成、実施するモデル事業(47地域)を 支援する。	国、市町村	文化庁文化部 芸術文化課
伝統文化こども教室事 業	次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設 等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的、継 続的に体験・修得できる機会を提供する。	伝統文化関係団 体等	文化庁文化財 部伝統文化課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業	地域や家庭の教育力の低下、地域住民の情報リテラシーの育成、男女共同参画社会の形成などの課題について、地域住民が身近な問題として関心を持ち、地域社会全体で課題解決に取り組むことが出来るよう、行政とNPOをはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する。	都道府県、市町村	生涯学習政策局社会教育課
教育ボランティア制度	教育ボランティアではボランティア志望者が研修を受け、施設や展示の案内、講座や観察会等の行事における青少年への指導助言など教育普及活動全般にわたる活動を行う。	(独) 国立科学博物館	生涯学習政策局社会教育課
サイエンス・ボランティアについて	自然科学や科学技術の楽しさ、面白さ、素晴らしさを実験や講演を通して人々に伝えていくことを希望する教育研究機関の職員や企業などの研究者・技術者(退職者を含む)を「サイエンス・ボランティア」として登録し、インターネット等を用いてその情報を提供することにより、学校、教育委員会、博物館、公民館等で実施する教育活動に資することを目的とするものである。	(独) 国立科学博物館	生涯学習政策局社会教育課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
日本科学未来館におけるボランティア活動	難解と考えられがちな最先端の科学技術を、最新の映像や参加体験型の展示手法を用い、青少年をはじめとする国民一般にわかりやすく紹介する情報発信の拠点として機能する日本科学未来館においてボランティアを受け入れ、活用する。	日本科学未来館 ((独)科学技術振興機構)	科学技術・学術政策局基盤政策課
文化ボランティア活動推進事業	国民の文化芸術活動への参画促進として、文化ボランティアの推進のための環境整備を図るため、情報提供、ネットワーク形成、モデル的な事業の支援を実施。	国、都道府県等	文化庁長官官房政策課
生涯学習まちづくりモデル支援事業	<p>地域において個性と魅力あるまちづくりを進めるために、生涯学習機関として地域への貢献が求められている大学等の高等教育機関の有する人的・知的・物的資源を最大限に活用することが期待されている。</p> <p>このため、地域の大学等と組織的連携を図り、学習成果に基づく地域住民の能力を活かしたまちづくりを目指す市町村の団体を公募選定の上で支援し、生涯学習まちづくりのモデルとなる施策を展開する。</p>	国、実行委員会	生涯学習政策局政策課

(省庁名 文部科学省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
外国語長期体験活動推進事業	子どもたちがネイティブスピーカー等と長期にわたり共同生活をするなかで外国語コミュニケーション能力を培うとともに、国際化に対応できる人材の育成に資する。	国、市町村レベルで組織する実施協議会	生涯学習政策局生涯学習推進課
全国生涯学習フェスティバル	生涯学習の振興に資するため、民間の企業、団体、個人等の活力を活用しながら、生涯学習に関する各種のイベント、学習成果を発表するための場・講演会・シンポジウム等を集中的に開催し、人々の学習意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進することを目的とする。	都道府県レベルで組織する実行委員会	生涯学習政策局生涯学習推進課
社会教育活性化21世紀プラン	社会教育施設を中核として、他機関との連携により様々な支援機能を持つ解決型教育機関として新たなサービスを構築し、社会教育の活性化を図る。	国、都道府県、市町村等	生涯学習政策局社会教育課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
誰にもやさしい博物館づくり事業	豊富な学習資源とそれらについての専門家を有し、地域における生涯学習の拠点となっている博物館が、政府の観光立国政策と相まって増え続ける外国人旅行者をはじめ、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう調査研究を行い、具体的な改善点等について提言を行う。	民間団体	生涯学習政策局社会教育課
男女の家庭・地域生活充実支援事業	女性と男性が共に自立し、多様な働き方、生き方を実現するとともに、少子高齢化や男女共同参画の問題に柔軟に対応できるよう、男女の家庭・地域生活の両立を支援する学習教材を作成するとともに、学習機会を整備する事業を実施する。委託の実施に際し、託児者等にボランティアの参加が想定される。	国、委託団体	生涯学習政策局男女共同参画学習課
子育て支援ネットワークの充実	地域における子育て支援のネットワークの充実を推進するため、市町村において子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイス等を行う子育て経験者等の「子育てサポーター」を配置するとともに、子育て支援交流事業を実施しており、その際にボランティアの参加も想定される。	都道府県、市町村	生涯学習政策局男女共同参画学習課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
独立行政法人国立女性教育会館	女性教育指導者その他女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資する。独立行政法人国立女性教育会館では、生涯学習の促進及び女性の能力開発、社会参加につながる活動として、昭和53年8月から個人・グループによるボランティアを受け入れている。	(独)国立女性教育会館	生涯学習政策局男女共同参画学習課
学校教育活動へのボランティア導入推進事業	「学校いきいきプラン」におけるボランティア型の教員補助者の導入を促進するため、連絡協議会の設置及び、学校とボランティアとの間のコーディネート等を行う学校ボランティア導入推進アドバイザーの配置を内容とする事業を各都道府県等に委嘱する。	都道府県等	初等中等教育局財務課
児童生徒の心に響く道徳教育推進事業	児童生徒の道徳性を育成するため、教育委員会・学校の創意工夫を生かして、地域人材の活用や体験活動を生かした取組の工夫などにより、児童生徒の心に響く道徳教育の推進を図る。	都道府県等	初等中等教育局教育課程課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
NPO等を活用した外部人材の導入の在り方についての実践研究	指定地域内の実践協力校を中心に、NPO等の外部組織の導入・活用の在り方、教育委員会の関与の在り方等について実践研究を実施する。	都道府県	初等中等教育局教育課程課
新世紀国際教育交流プロジェクト 高校生交流の推進	日本人高校生及び海外の高校生を相互に交流させ、一般家庭でのホームステイや相手国の高校への体験入学、ボランティア活動等を通じ、生徒の異文化理解と国際的心情を育み、日本と海外の国々との相互理解と友好親善に資するものである。	民間団体等	初等中等教育局国際教育課
帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業	帰国・外国人児童生徒とその他の児童生徒を一体的にとらえ、相互啓発による国際理解教育の推進等を図ることを目的としている。また、教育の国際化を地域全体の課題ととらえ、地域に住む外国人の子どもたちが何らかの教育を受けることができるよう、地域人材の活用方法等(ボランティアによるものも含む)の在り方を含めた調査研究を実施する。	市町村教育委員会(文部科学省、都道府県教育委員会との連携の下で実施する。)	初等中等教育局国際教育課

(省庁名 文部科学省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
広域スポーツセンター育成モデル事業の推進	総合型地域スポーツクラブの育成とその運営に関わる適切な指導・助言及び、圏内におけるスポーツ活動全般について効率的な支援を行う広域スポーツセンターの育成モデル事業を推進する。	都道府県	スポーツ・青少年局生涯スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	地域住民の主体性をより発揮できる総合型クラブの育成が可能となるよう、全国的な組織基盤を有する民間スポーツ団体を活用して、より効率的な総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。	市町村	スポーツ・青少年局生涯スポーツ課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 厚生労働省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
原子爆弾被爆者に対する援護に関する業務	<p>(事業目的) 原爆被爆者養護ホームにおいて、ボランティア活動を行うことにより、被爆者の福祉の向上に資する。</p> <p>(事業内容) 原爆被爆者養護ホームにおいて、原爆被爆者の福祉の向上を図るため、介護以外の軽度な付き添い等を行うボランティア活動。</p>	(財)広島原爆被爆者援護事業団、(社)純心聖母会、(財)被爆者福祉会	健康局総務課
「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金	<p>(事業目的) 国連を通じて、開発途上国の薬物乱用防止活動を行っているNGOのプロジェクトを援助する。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1. 街頭募金活動</p> <p>①「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中に都道府県で実施する6.26ヤング街頭キャンペーンに参加するボランティアの協力を得て実施する募金活動</p> <p>②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中に都道府県で実施する地域団体キャンペーンに参加している団体の協力を得て、店頭等に募金箱を設置して実施する募金活動</p> <p>2. 職域募金活動 官公庁をはじめとするあらゆる職域組織を対象に実施する募金活動</p> <p>3. 篤志家募金活動 篤志としての意思を表明し、篤志として相応しいと判断される団体又は個人を対象に実施する募金活動</p> <p>(連携省庁) 全省庁</p> <p>((財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターからすべての省庁へ協力を依頼している)</p>	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	医薬食品局監視指導・麻薬対策課

(省庁名 厚生労働省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
勤労者マルチライフ支援事業	<p>(事業目的) 勤労者のNPO等におけるボランティア活動への参加を促進する。</p> <p>(事業内容) 勤労者がその希望に応じて、NPO等におけるボランティア活動に参加することができるよう、事業主団体、NPO・ボランティア支援団体と連携しつつ、企業や勤労者に対する情報提供、相談事業、企業の担当者を対象としたガイダンスの開催等を実施する。</p>	国	労働基準局 勤労者生活部 企画課
大学等と連携した職業意識啓発事業	<p>(事業目的) 学生の職業意識の形成促進を図り、適切な職業選択や円滑な就職活動準備のための支援を行う。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学生等に対する各種セミナー等の実施 2 インターンシップ導入促進のための支援 3 大学等就職指導担当者研修セミナーの実施 4 インターンシップ推進のための調査研究 	国	職業安定局 業務指導課

(省庁名 厚生労働省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>高等学校における職業意識形成支援事業</p>	<p>(事業目的) 公共職業安定機関が教育機関等と連携・協力の下、当事業を実施し、高等学校における職業意識形成支援が自立的、計画的に推進されるよう環境整備を図り、もって、生徒の将来にわたる適切な職業選択及び社会における十分な能力発揮に資するものとする。</p> <p>(事業内容) 1 若年者雇用問題検討会議の設置 2 キャリア探索プログラムへの講師派遣 3 ジュニア・インターンシップの実施 4 高等学校における支援の実施 支援メニュー：職業講話 職場見学 職業レディネステストの実施 5 職業意識形成テキストの作成・配布 6 ハローワーク体験ツアーの実施</p> <p>(対象者) 主として高等学校の1, 2年生(進学希望者など卒業後直ちに就職する意向のない者も含む)</p>	<p>国</p>	<p>職業安定局 業務指導課</p>
<p>インターンシップ受入企業開拓事業</p>	<p>(事業目的) インターンシップの幅広い受入企業の開拓及び受入企業と大学や学生等の適合を促進するための事業を経済団体に委託することによって、インターンシップの導入促進を図ることとし、もって、大学生等に対する職業意識啓発の一層の推進を図る。</p> <p>(事業内容) 1 インターンシップ受入企業の開拓 2 受入企業情報の提供等 3 インターンシップ結合促進面談会の開催等 4 インターンシップコーディネーターの配置</p>	<p>東京経営者協会 (委託事業)</p>	<p>職業安定局 業務指導課</p>

(省庁名 厚生労働省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
若年者地域連携事業	<p>(事業目的) 地域における主体的な取組みを推進するため、地域の適切と認められる団体(若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)等)に対して、地域の関係者と直携し、若年者の職業意識の形成を支援する事業等を委託する。</p> <p>(事業内容) 1 中高校生に対するジュニア・インターンシップ、職場見学受入れ、企業からの講師派遣への協力に関する広報・啓発・協力企業の開拓、情報提供 2 若年者に対する職場見学会の実施 3 若年者に対する職場実習の機会の確保 等</p>	事業主団体 (委託事業)	職業安定局 業務指導課
勤労青少年相談指導事業 (勤労青少年支援講座の中のボランティア講座)	<p>職業生活の充実に資するための講座を勤労青少年ホームで実施する。</p> <p>(事業内容) 勤労青少年ホームにおいてボランティアについての講義、体験活動等を内容とした講座を開講する。</p> <p>(実施箇所) 270勤労青少年ホーム なお、平成15年度をもって当該事業は終了とする。</p>	(社)全国勤労 青少年ホーム協 議会 (委託事業)	職業能力開発 局 キャリア形成 支援室
若年者ものづくり人材育成 促進事業	<p>若年者ものづくり人材の育成を促進するため、工業高校等に高度熟練技能者を派遣し、3級技能検定合格レベルの実技講習を行う。また、モデル的に全国7ブロックにおいて「高度熟練技能フェア(仮称)」として、作品展示、実演、体験教室等の啓発事業を行う(メニュー事業の1つ)。</p>	都道府県職業能 力開発協会	職業能力開発 局 能力評価課

(省庁名 厚生労働省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
<p>民間児童館 地域活動推進事業</p>	<p>(事業目的) 民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、児童館の地域活動や中・高校生等年長児童等を対象とした活動の積極的な取組を促進するため、自然体験活動や巡回児童館事業等のメニュー事業を実施</p> <p>(事業内容) ①子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行う事業 ②自然体験活動事業 ひきこもりや不登校の児童を中心に、サマーキャンプ等野外での活動を行う事業 ③巡回児童館事業 児童館から離れた地域や児童館がない隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的（月1回以上）に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談を行う事業</p> <p>(実施か所) 上記3事業を含む6事業のうち、 3事業を実施 227か所 4事業以上を実施 23か所 (平成15年度予算)</p> <p>(基準額) 上記3事業を含む6事業のうち、 3事業を実施 (1事業あたり 200千円)</p> <p>(補助率) 定額 (1/3相当)</p>	<p>市町村（特別区を含む） 並びに民法第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人</p>	<p>雇用均等・児童家庭局 育成環境課</p>

(省庁名 厚生労働省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
<p>児童ふれあい交流促進事業</p>	<p>(事業目的) 人間関係やコミュニケーションの不足による児童や家庭をめぐる問題が発生し社会問題となっているところ、児童が親子でふれあい、様々な人々と出会い、交流することの重要性が指摘されており、その中で児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るため、年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業や絵本の読み聞かせ事業などのメニュー事業を実施</p> <p>(事業内容) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 小学校高学年、中学生、高校生が赤ちゃんとお会いふれあう機会を造り、自分以外の者への関心を深め、共感する能力を高めることにより、将来の育児不安の防止や虐待の予防を図る</p> <p>(実施か所数) 698市町村(平成15年度予算) (基準額) 1事業あたり 300千円 (補助率) 1/3</p>	<p>市町村(特別区を含む)</p>	<p>雇用均等・児童家庭局 育成環境課</p>

(省庁名 厚生労働省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
<p>全国ボランティア活動振興センター運営事業</p>	<p>(事業目的) 全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解を深め、ボランティア活動への参加の促進及び活動の全国的な振興を図る。</p> <p>(事業内容) 1 広報・啓発事業 (全国ボランティアフェスティバルの開催、シンポジウムの開催等) 2 情報提供事業 (ボランティアに関する各種資料、文献等の情報提供等) 3 養成・研修事業</p>	<p>全国社会福祉協議会</p>	<p>社会・援護局 地域福祉課</p>
<p>ボランティア振興事業</p>	<p>(事業目的) 都道府県・指定都市におけるボランティア活動の振興を図るとともに、市区町村ボランティアセンターへの支援や各種事業を通じ、ボランティア活動に参加しやすい体制の整備を積極的に図る。</p> <p>(事業内容) 1 福祉教育推進事業 (学童・生徒のボランティア活動普及事業、社会人福祉活動体験事業、高校生介護等体験特別事業等) 2 ボランティア養成事業 (ボランティア活動リーダー等の養成) 3 広報・啓発事業 (負担割合) 国 1 / 2 都道府県・指定都市 1 / 2</p>	<p>都道府県・指定都市社会福祉協議会</p>	<p>社会・援護局 地域福祉課</p>

(省庁名 厚生労働省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
ボランティア養成等事業	<p>(事業目的) あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓し、誰でもボランティア活動に参加出来る体制の整備を図る。</p> <p>(事業内容) 1 ボランティア情報誌の発行 2 ボランティア活動に関する相談・登録、あっせん事業 3 ボランティア活動に関する入門講座の開催事業 4 福祉救援ボランティア活動促進事業 5 ボランティア活動拠点づくり支援事業</p> <p>(負担割合) 国1/3 都道府県・指定都市1/3 市区町村1/3</p>	市区町村社会福祉協議会	社会・援護局 地域福祉課
全国ボランティアフェスティバル開催事業	<p>(事業目的) 国民にボランティア活動への理解と参加をアピールし今後ボランティア活動が全国各地で一層盛んになるよう、ボランティア活動の輪を広げる契機とする。</p> <p>(事業内容) 全国各地で繰り広げられている様々なボランティア活動の経験を持ち寄り、多くの人々と交流するための催し(ボランティア功労者厚生労働大臣表彰、交流集会、シンポジウム等)を実施する。</p> <p>(事業創設) 平成4年度</p> <p>(開催実績) 4年—兵庫県 5年—福井県 6年—岩手県 7年—長野県 8年—大阪府 9年—山口県 10年—山形県 11年—宮崎県 12年—徳島県 13年—神奈川県 14年—山梨県 15年—石川県 ※平成16年度は、滋賀県にて開催予定。</p>	<p>全国ボランティアフェスティバル推進協議会</p> <p>全国社会福祉協議会、中央共同募金会、日本赤十字社等</p> <p>開催県実行委員会</p>	社会・援護局 地域福祉課

(省庁名 厚生労働省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>ボランティア功労者厚生労働大臣表彰</p>	<p>(事業目的) ボランティア活動の社会的評価の確立に資するため、ボランティア活動を行っている個人、団体、学校に対して表彰を行う。</p> <p>(事業内容) 福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて厚生労働大臣表彰及び厚生労働大臣感謝状を贈呈する。</p> <p>(事業創設) 平成元年度 ※ 平成8年度に感謝状を創設</p> <p>(表彰実績)(平成15年度累計) 大臣表彰者数 2,842人・団体 感謝状贈呈者数 509人・団体</p>	<p>国</p>	<p>社会・援護局 地域福祉課</p>

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 農林水産省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
食育実践地域活動支援事業	<p>(事業目的) 国民一人一人が食に関する情報を正しく理解し、望ましい食行動を実践していくため、地域の特性を活かした食育活動に対する支援を行う。</p> <p>(事業内容) 1. 地域において、食品衛生・栄養改善・農業生産・食文化等各分野における食育推進ボランティアを育成し、これらのボランティアに対する講習会・情報交換会等による資質向上を図るとともに、同ボランティアが行う食育活動を支援する。 2. 地元の食品産業の見学や食材の加工・調理・試食の体験を通じて、食料生産過程や食の安全についての理解促進を図る。 3. 地域産物を活用した学校給食の推進体制の構築と食育推進ボランティア等による食育活動を一体化させたモデル的実証事業を実施する。また、地域食材を媒介として、消費者が地域農業や食文化を学び、消費者と生産者の相互の信頼関係の醸成するための取組に対する支援を行う。</p>	都道府県、政令指定都市、市町村等	消費・安全局 消費者情報官
野菜消費構造改革対策推進事業	<p>野菜は、国民の健康と食生活及び農業生産において重要な地位を占めており、特に近年ではがん等の生活習慣病の予防の観点からも重要性が高まっている。しかしながら、我が国の1人当たり野菜消費量は減少傾向にあり、がん等の生活習慣病は増加している。野菜消費量は若年層で少なく、児童・生徒の野菜嫌いも深刻化している。</p> <p>このため、地域における児童・生徒層に対する栽培・購入・調理体験等の取組を推進し、野菜に関する親近感の醸成を図るとともに、野菜摂取の習慣化とそれを通じた野菜消費量の増加を図る。</p> <p>(次頁続く)</p>	都道府県、市町村、JA全農都道府県本部、農協、特認団体	生産局野菜課

(省庁名 農林水産省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
	<p>(前頁続き)</p> <p>(事業内容) 児童・生徒を中心とした各種野菜体験の実施</p> <p>1 野菜産地体験 野菜産地、野菜農家の見学、作業体験等の実施</p> <p>2 野菜生産体験 学校農園等における野菜栽培体験</p> <p>3 野菜購入体験 スーパーマーケット等における野菜購入体験等の実施</p> <p>4 野菜調理体験 地元野菜の調理体験等の実施</p> <p>5 野菜消費体験 レストラン等における野菜メニューの選択、摂取体験の実施</p>		
<p>子どもたちの農業・農村体験 学習推進事業</p>	<p>子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。</p> <p>1 全国団体 シンポジムの開催、モデル地区における文部科学省と連携した農業体験学習の実施 等</p> <p>2 都道府県段階 農業副読本等の作成、学校教員等に対する農業技術研修会等の開催、農業体験図画・作文コンクールの開催 等</p> <p>(次頁続く)</p>	<p>全国団体、都道府県、市町村、民間団体等</p>	<p>経営局 女性・就農課</p>

(省庁名 農林水産省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
	<p>(前頁続き)</p> <p>3 市町村段階 体験ほ場の設置、事前事後学習の実施、農業体験指導者の設置等</p> <p>4 民間団体（農村青少年研修教育団体） 農業体験学習に関する調査研究、情報提供のためのデジタルコンテンツの開発・Web サイトでの情報提供、農業体験に必要な条件整備 等</p>		
<p>環境教育等に利用しやすい海岸の創造 「いきいき・海の子・浜づくり」事業</p>	<p>文部科学省所管の教育関連施設あるいは学校教育活動等と連携し、世代間の交流の場、自然・社会教育活動の場（野外活動・体験学習等）、マリンスポーツの場として海岸利用を図るため、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しめるように、海岸保全施設の整備に併せて、緩傾斜堤やスロープの設置などの利用しやすい海岸づくり、人工磯の設置や人工リーフによる静穏海域の形成など自然体験の場としての海岸を創出する。</p> <p>補助率:1/2, 1/3 等</p>	<p>地方公共団体等</p>	<p>農村振興局 防災課</p> <p>水産庁 防災漁村課</p>

(省庁名 農林水産省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
<p>教育のもり整備事業</p>	<p>地球環境問題が21世紀における人類共通の課題となり、持続的発展が可能な循環型社会の形成が求められる中で、森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源の循環利用に寄与する観点から、森林の教育的利用を推進していくことが重要となっている。</p> <p>このため、山村地域や都市近郊の里山林等において、子供たちの持続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備をメニュー方式により選択・組み合わせて実施する。</p> <p>(実施メニュー)</p> <p>① 実習林、観察林等の森林フィールド整備 森林整備、森林学習歩道、休憩施設、林間活動空間、ピオトープ等</p> <p>② 学習展示施設 もりの科学館、学習展示品、林業体験施設</p> <p>③ 森林環境教育活動施設 観察施設、炭焼き体験施設、木工・自然素材の細工等文化体験施設</p> <p>④ 共同利用施設 取付・管理道路、駐車場、管理棟・案内所、給排水施設、衛生施設等</p>	<p>都道府県 市町村等</p>	<p>林野庁 計画課 研究普及課</p>

(省庁名 農林水産省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>森林・林業教育総合推進事業</p>	<p>(事業目的) 「総合的な学習の時間」における森林・林業教育の導入促進を図るため、森林・林業体験学習の実施、指導者の養成、林業関係学科の高校生等の林業への就業促進を図るためのインターンシップの促進等を支援する。</p> <p>(事業内容) 1. 学校教育と連携した森林・林業体験学習の実施、必要な機材整備、教職員を対象とした森林・林業教育指導者セミナーの開催 2. 林業関係学校の高校生等が、林家等において、体験学習を行うことができるインターンシップの促進と高性能林業機械操作の方法等に関する教育の実施 3. 森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的なプログラムの開発と普及</p> <p>(実施箇所) 全国</p> <p>(補助率) 1/2、定額</p> <p>(連携している省庁名) 文部科学省初等中等教育局教育課程課</p>	<p>1、2 都道府県 3 中央団体</p>	<p>林野庁 森林整備部 研究普及課</p>

(省庁名 農林水産省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
森林づくりボランティア活動 普及教育支援事業	<p>(事業目的)</p> <p>森林ボランティア団体の指導者に対する研修の実施、ボランティア団体の指導者による学習会の開催等を支援し、都市と山村の住民の連携による自主的な森林整備・保全・管理活動のリーダーの育成を通じた良好な森林環境の整備を促進する。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 森林ボランティア団体のリーダーとして必要な森林環境の整備に関する知識と技術に関する研修の実施2. 森林ボランティア団体のリーダーによるボランティア参加者に対する安全作業、作業技術等の学習会及び実習の開催を支援。3. 森林所有者と森林ボランティア団体の相互理解の場の提供等を実施。 <p>(実施箇所)</p> <p>全国</p> <p>(補助率)</p> <p>1/2、</p>	都道府県 市町村	林野庁 森林整備部 研究普及課

(省庁名 農林水産省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当課
<p>森林環境教育活動の条件整備促進対策事業</p>	<p>子どもたちに森林での様々な体験学習・体験活動の機会を提供するための条件整備を推進し、幅広い関係者の連携・協力による森林環境教育活動の促進を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 森林環境教育活動の条件整備促進事業</p> <p>① 体験活動の場や指導者の募集・登録、情報提供体制の構築等</p> <p>② 森の子くらぶ活動の受入体制の整備</p> <p>③ 全国情報の受発信等</p> <p>2 学校林整備・活用推進事業</p> <p>① 学校林の相談窓口の設置、学校林活用マニュアルの作成</p> <p>② 森林ボランティアによる森林保全活動の推進</p> <p>③ 学校林活動のための歩道等の環境整備等</p> <p>3 森の体験交流活動推進事業</p> <p>① 滞在型の森林・林業体験交流活動の条件整備</p> <p>② モデル事業の実施及び普及</p> <p>実施箇所： 全国 補助率： 1/2、定額 連携している省庁：文部科学省</p>	<p>都道府県、 市町村、 中央団体等</p>	<p>林野庁 森林整備部 計画課 森林保全課</p>

(省庁名 農林水産省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当課
<p>民間活力活用森林環境教育 推進モデル事業</p>	<p>NPO等の企画力や教育手法を活用し、市町村等との協定に基づく定期的・継続的な森林体験学習の提供、インターンの受入による指導者の育成等及び公募による先駆的なプログラム開発をモデル的に実施し、民間活力を活用した効果的な森林環境教育活動の推進を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 NPO 等と市町村等との長期的な協定に基づく森林環境教育活動の推進</p> <p>① NPO 等の企画力や教育手法と地域の特性を生かした活動プログラム及びテキストの作成</p> <p>② NPO 等の熟練したスタッフの指導による学校内外における定期的・継続的な森林体験学習等の実施</p> <p>③ 教職員に対する研修や森林環境教育の指導者育成のためのインターンの受け入れ</p> <p>2 森林環境教育の効果的な実施のためのモデル公募事業</p> <p>実施箇所：全国 補助率：1/2</p>	<p>都道府県、 市町村等</p>	<p>林野庁 計画課</p>

(省庁名 農林水産省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>国有林野の総合利用の推進</p>	<p>国有林野に設定した「レクリエーションの森」等を活用した森林の保健・文化・教育的利用の促進</p> <p>1 森林環境教育の推進 森林教室等の開催、林業体験等の機会の提供、野外学習活動等のための施設用地の提供などを実施するとともに、継続的に多様な体験活動が展開できるフィールドを提供</p> <p>2 森林づくりへの国民参加 ボランティア団体等に対する森林づくり活動のフィールドを提供するとともに、個人が植樹及び育樹活動に参加できる機会を提供</p>	<p>1 国（対象者・利用主体：一般市民、小中学生、民間事業者等）</p> <p>2 国（活動実施主体：ボランティア団体、個人等）</p>	<p>林野庁 国有林野部 業務課</p>
<p>内水面環境活用総合対策事業</p>	<p>内水面の多様な生物生息環境の保全と漁業の健全な育成、地域水産資源を活用した内水面地域の活性化等を図るため、水産資源の増殖基盤施設、交流促進施設等の整備を推進する。</p> <p>体験活動に関しては、地域資源を活用した都市住民等との交流を促進し、水産生物資源の保護培養、利用等に関する知識の普及教育を目的として、体験学習施設、展示施設、遊漁施設等の整備を実施する。 補助率：1/2 以内、1/3 以内</p>	<p>地方公共団体、漁業協同組合等</p>	<p>水産庁 栽培養殖課</p>

(省庁名 農林水産省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
漁村コミュニティ支援事業	<p>地域の個性を活かした漁村づくりを円滑に推進し、漁村の振興を図るために、都市漁村交流における指導者の育成や交流活動等及び子どもたちの漁村体験活動を推進するため、漁村における指導者の育成、学校関係者等と連携した体験活動等を支援する。</p> <p>補助率：1／2以内</p>	地方公共団体、 漁業協同組合、 漁業協同組合 連合会	水産庁 防災漁村課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 経済産業省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
市民活動活性化モデル事業 (市民ベンチャー事業)	生活支援、まちづくり、生涯学習等の分野で、女性や高齢者が中心となつて行う市民活動及びこれらの活動を支援する活動のうち、ITを活用し、地域の雇用創出等に寄与するモデルケースを選定し、活動の立ち上げ、事業化を支援するとともに、その成果の普及を図る。	国	商務情報政策局サービス産業課
新エネルギー設備導入促進情報公開対策等事業	地方公共団体、事業者、一般国民等に対し、我が国のエネルギー情勢及び地球温暖化問題に係る情報、新エネルギー導入に係る情報等を広く公開することにより、新エネルギー政策等に対する国民各層の理解の向上を図る。体験活動については、事業の一環として、新エネルギー施設見学などの体験学習を行っている。	財団法人 新エネルギー財団	資源エネルギー庁 新エネルギー対策課
起業家教育促進事業	創造性とチャレンジ精神に溢れ、次代を担う「起業家的人材」を多数輩出するため、複数のモデル自治体における小・中・高等学校で「総合的な学習の時間」等を利用し、子供達が楽しみながら学べる体験・参加型の「起業家教育プログラム」を実施する。当該地域での起業家教育の普及・定着を図るとともに、周辺自治体、全国への反響・波及を目指す。	民間調査研究機関等	経済産業政策局新規産業室

(省庁名 経済産業省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
起業家輩出支援事業	<p>国民各層に対する起業・独立意識の喚起を図り、「起業・独立」の気運作りを行い、「開業倍増プログラム」の達成、挑戦者社会の実現を図るために様々な取組を行う「起ち上がれニッポン DREAM GATE」プロジェクトを実施し、その中で大学生対象としたインターンシップ事業（※）を実施。</p> <p>※ 大学生を対象としたベンチャー企業へのインターンシップ事業をおこなう。</p> <p>① ビジネスプランナーコース ベンチャー企業経営者のアシスタントとして5日間の密着、通常では知り得ない商談場面やビジネスの最前線に同行し、起業家の魅力を体験する。</p> <p>② ジャーナリストコース 取材やライティング技術に関する講義終了後、ビジネスプランナーコースの学生を取材し、ドリームゲートホームページ上で記事を掲載する。</p>	(財)ベンチャーエンタープライズセンター	経済産業政策局新規産業室
固体高分子形燃料電池システム実証等研究補助事業	<p>燃料電池自動車及びその水素供給設備、定置用燃料電池について実使用条件のもとその課題抽出、環境特性等の評価を行う事業の成果広報、普及啓発活動の一環として小中学生を対象とした体験学習活動、社会人（企業等）を対象として勉強会を行っている。</p> <p>平成15年度は小学生の燃料電池体験学習活動を4回、一般の勉強会を2回の開催を予定している。</p>	財団法人日本自動車研究所、財団法人エンジニアリング振興協会、財団法人新エネルギー財団	省エネルギー・新エネルギー一部政策課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
社会参加活動表彰	<p>(事業目的) 社会参加活動に関して顕著な功績のあった者を表彰することにより社会参加活動を支援する。</p> <p>(事業内容) 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動に対して国土交通大臣の定期表彰を行う。</p> <p>(実施箇所) 全国</p>	国	総合政策局環境・海洋課
交通バリアフリー教室の開催	<p>(事業目的) 交通バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する国民の意識を醸成し、誰もが高齢者、身体障害者等に対し、自然に快くサポートできる「心のバリアフリー社会」の実現を目指す。</p> <p>(事業内容) 高齢者、身体障害者等の介助体験、擬似体験等を内容とする交通バリアフリー教室を開催する。</p> <p>(実施箇所) 全国約50ヶ所で実施予定</p>	国	総合政策局交通消費者行政課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>国民参加型国際建設協力支援事業</p>	<p>(事業目的) 平成15年8月に閣議決定された新 ODA 大綱の目玉の一つである国民参加型援助を推進することを目的とする。具体的には、NGO が行う防災、居住環境、生活インフラ整備などの建設分野における草の根レベルの国際協力活動、また、途上国の我が国の経済技術協力に対する大きな期待に応える形で民間等専門家が行う我が国と途上国等との間における建設分野での交流・協力活動を支援する</p> <p>(事業内容) 建設分野の国際協力活動に要する次の経費に対し補助を行う。</p> <p>(1) NGO 支援部門</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) NGO による建設技術専門家の開発途上国への派遣 2) NGO の派遣する建設技術専門家に対する国内での語学研修 3) NGO との交流シンポジウム開催 <p>(補助率等) 2/3 専門家派遣 1/2 専門家研修、シンポジウム経費等</p> <p>(2) 民間等専門家支援部門</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 途上国、戦災復興地域、国際機関(以下途上国等)への民間等専門家への派遣 2) 途上国等からの民間等専門家の受入 3) 我が国の技術を紹介するための途上国等への民間専門家の派遣 <p>(補助率) 全て2/3</p>	<p>国</p>	<p>総合政策局国際建設課</p>

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
ボランティア利用の国内観光情報提供体制の整備	<p>(事業目的) 外国人旅行者に無償で通訳・道案内を行うボランティア「善意通訳」を募集し、組織化を進める。</p> <p>(事業内容) ①ボランティア活動支援 ②ボランティアの募集 ③ボランティアマニュアルの作成 ④案内業務研修 ⑤ボランティアの組織化 ⑥ボランティアの育成研修</p>	<p>特殊法人国際観光振興会(平成15年10月より独立行政法人国際観光振興機構)</p>	<p>総合政策局観光部国際観光推進課</p>
都市再生交通拠点整備事業	<p>(事業目的) 都市の交通拠点地区において、自由通路地下街、駐車場等の公共的空間を総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設や土地利用の再編による都市再生を推進する。</p> <p>(事業内容) 整備計画の作成に関する事業、公共的空間等の整備に関する事業、公共空間又は公共的空間の整備に併せて実施される事業。</p>	<p>地方公共団体、NPO、まちづくり協議会、第3セクター</p>	<p>都市・地域整備局街路課</p>

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
都市防災総合推進事業	<p>(事業目的) 市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。</p> <p>(事業内容) 防災上危険な密集市街地や地方都市等の中心市街地において住民等が地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討を行う、まちづくり活動を活性化するために行う事業。</p>	市町村、防災街区整備推進機構	都市・地域整備局都市防災対策室、都市総合事業推進室
豊かな住まい空間創出事業(仮称)	<p>(事業目的) 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及びゆとりとるおいのある住宅地区の形成等の、政策課題に機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う豊かな住まい空間創出事業(仮称)</p> <p>(事業内容) 関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等の運営・活動費用(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等。</p>	地方公共団体等	住宅局市街地住宅整備室
都市居住再生のための民間活用に関する事業	<p>(事業目的) 密集市街地等で民間による住宅の共同・協調建替え等の展開をはかるため、NPOを核とした新たな住宅整備の仕組みを緊急に整備し、地域社会の自主的・自発的な参画を促進する。</p> <p>(事業内容) ①NPO法人等活動支援機能の構築 ・専門家の育成とまちづくり情報のデータベースの構築 ・NPO法人等の情報交流システム・ネットワークの構築 ②全国のNPO法人等を設立しようとする者に対する支援 ・講習会等の実施</p>	都市基盤整備公団	住宅局市街地住宅整備室

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
まちづくり総合支援事業	<p>(事業目的) 地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」の推進</p> <p>(事業内容) 地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、ハード事業から、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、まちづくりに必要な各種市町村事業に対しパッケージで一括助成を行う。</p>	市町村	都市・地域整備局都市総合事業推進室
「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰	<p>(事業目的) 功績のあった緑の愛護団体を表彰し、緑を守り育てる国民運動の推進を図る。</p> <p>(事業内容) 全国「みどりの愛護」のつどいにおいて公園、河川、道路等において緑の愛護活動を行っている団体のうち功績のあった団体を表彰する。</p> <p>(実施箇所等) 国営公園(全国「みどりの愛護」のつどい会場)</p>	国	都市・地域整備局緑地環境推進室
都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者大臣表彰	<p>(事業目的) 都市緑化に功労のあった者を表彰し、ボランティア等による都市緑化の推進を図る。</p> <p>(事業内容) 都市公園の清掃、美化等都市緑化の推進及び都市公園の設置・保全・美化に関し特に著しい功績のあった者を表彰する。(主に個人を対象)</p>	国	都市・地域整備局緑地環境推進室
まちづくり月間(毎年6月)における国土交通大臣表彰	<p>(事業目的) 魅力あるまちづくりに務め、特に著しい功績のあった個人、団体を表彰することにより、安全で安心できるまちづくりを推進。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体の推薦をもとに、年約50件の個人、団体を表彰</p>	国・地方公共団体・関係公益法人	都市・地域整備局総務課・まちづくり推進課、住宅局市街地建築課
まちづくりに係る公益活動を推進する広報・普及活動	<p>(事業目的) まちづくりに係る公益活動を推進するための普及、啓発。</p> <p>(事業内容) まちづくり月間(6月)における、安全・安心まちづくりに関する提案、各種コンクールの実施、シンポジウムの実施。</p>	国・地方公共団体・関係公益法人	都市・地域整備局まちづくり推進課、住宅局市街地建築課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
都市再生総合整備事業	<p>(事業目的) 都市再生のトリガーとなる地区への各種都市機能の集積を促進するとともに、都市の魅力と活力を引き出す中核となる都市拠点の形成を促進。</p> <p>(事業内容) 都市再生のトリガーとなる地区における先行的都市基盤整備施設等の整備、都市の魅力と活力を引き出す都市拠点の整備。</p>	地方公共団体・都市公団・地域公団・民間等	都市・地域整備局都市総合事業推進室、住宅局市街地建築課
地域づくり表彰	<p>(事業目的) 創意と工夫を活かした個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰する。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体の推薦をもとに、団体又は個人に対し、地域づくり表彰審査会で選定を行い、被表彰者を決定し表彰を行う。</p>	国・全国地域づくり推進協議会	都市・地域整備局地方整備課
都市地方連携推進事業	<p>(事業目的) 都市と地方の農山漁村等間の交流推進及び、資源・情報の循環の促進により、都市住民の生活の充実及び、地方の活性化を図る。</p> <p>(事業内容) 都市と地方の農山漁村の市町村や住民等の連携により、地域活性化のために行われる先導的な交流事業を一体的に支援する。</p>	市町村	都市・地域整備局地方整備課
奄美群島体験交流推進事業	<p>(事業目的) 奄美群島の自然や文化、芸能などの資源を最大限に活用し、体験活動を通じた他地域との交流の促進を図ることにより、活力ある地域づくりを進める。</p> <p>(事業内容) 奄美群島が世界に誇れる自然や文化、長寿、子育て環境等の地域資源を生かし、群島内外の人に奄美を体験してもらうとともに、全国に情報発信を行う事業を、地元の発意と創意を生かしつつ、NPO等と連携し推進する。</p>	鹿児島県・市町村	都市・地域整備局特別地域振興課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
半島いきいきネットワーク形成促進事業	<p>(事業目的) 半島地域の元来有する自然的条件や社会的条件を克服し、地域の優れた資源(自然、文化、人材等)を活用して、自発的に多様な連携・交流を進めることにより、半島地域内外双方の住民にとって魅力ある地域づくりを進める。</p> <p>(事業内容) 半島地域及び都市のNPO等が、行政とも連携し、自然、歴史及び文化などの面での半島地域独特の価値を活かして行う交流活動を支援する。交流テーマは地域の発意により、例えば自然の癒し効果を目的とした都市の障害者のモニターツアーや、学校週五日制に対応した小学生のための体験学習などを支援する。</p>	国	都市・地域整備局特別地域振興課半島振興室
半島地域活性化優良事例表彰	<p>(事業目的) 半島振興についての地域住民の関心と理解を深め、その気運を盛り上げ、全国の半島地域の一層の活性化に寄与する。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体の推薦をもとに、市町村又はNPO等の団体若しくは個人に対し、半島地域活性化優良事例表彰委員会で選定し表彰を行う。</p>	国・半島地域振興対策協議会・半島地域振興対策議会議長連絡協議会・全国半島振興市町村協議会	都市・地域整備局特別地域振興課半島振興室

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
土砂災害防止月間における国土交通大臣表彰等の実施	<p>(事業目的) 土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に対する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(事業内容) ① 広報活動の推進 ② 土砂災害防止功労者の表彰 ③ 土砂災害防止月間推進の集い(全国大会)の開催 ④ 講演会、見学会の開催、危険区域の周知、点検、警戒避難訓練等の実施 ⑤ がけ崩れ防災週間の実施 ⑥ 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文の募集及び表彰 (「土砂災害防止功労者の表彰」の概要) 土砂災害防止に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体に対し、土砂災害防止月間中に国土交通大臣表彰を行う。</p>	国・都道府県	河川局砂防計画課
雪崩防災週間における雪崩災害防止功労者表彰等	<p>(事業目的) 雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(事業内容) ① 広報活動の推進 ② 雪崩災害防止功労者の表彰 ③ 雪崩防災シンポジウムの開催 ④ 講演会、研修会の開催、危険箇所の周知・点検・警戒避難訓練等の実施 雪崩災害防止に関して顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰する。</p>	国・都道府県	河川局砂防計画課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
砂防ボランティア制度	<p>(事業目的) 全国に設立されている砂防ボランティア協会の相互間の連絡・情報交換を行い、砂防ボランティアの活動を円滑化する。</p> <p>(事業内容) ①砂防ボランティア協会活動の連絡・調整 ②斜面判定士の認定 ③その他、本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(参考) ◆構成団体 各砂防ボランティア協会 (62団体、3,662名) H15.6現在</p> <p>◆砂防ボランティアの活動 ・土砂災害に関する知識の一般の方々への普及、広報活動 ・溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡 ・土砂災害時の被災者の救助活動 その他、土砂災害防止に役立つ活動全般</p>	国・都道府県 (財)砂防ボランティア整備推進機構	砂防ボランティア全国連絡協議会 河川局砂防計画課
斜面判定士制度	<p>(事業目的) ボランティアとして、土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の危険箇所の危険度を判定できる斜面判定士の組織の整備を図り、大規模災害時等の避難、復旧活動等に資する。</p> <p>(事業内容) 災害発生時に土砂災害の危険箇所の危険性等を一定の技術水準で点検できる斜面判定士の育成、登録等。</p> <p>(登録状況) 2,068名(H15.6現在)</p>	国・都道府県 (財)砂防ボランティア整備推進機構	河川局砂防計画課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
防災エキスパート制度	<p>(事業目的) 大規模、広域的な災害時において、施設管理者が行う所管施設の被害状況の把握、応急措置等の対応を補完することで、二次災害の防止や応急復旧など迅速、確実な災害対応に資することを目的とする。</p> <p>(事業内容) 公共土木施設の管理、点検等を長期間携わってきた土木技術者等をあらかじめ防災エキスパートとして登録しておき、大規模災害の発生時に被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集と、施設管理者への連絡などを行い、国、地方公共団体等を支援する。</p>	国・地方公共団体関係公益法人	河川局防災課 災害対策室
「子どもの水辺」再発見プロジェクト	<p>(事業目的) 河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。この登録された「子どもの水辺」おいてのソフト・ハード面における様々な支援体制を整備。</p> <p>(事業内容) 登録された「子どもの水辺」において子どもの水辺サポートセンターからの活動に必要な資機材の貸出、情報の提供等の支援。また、ハード的な整備が必要な場合は子どもたち等が水辺に近づきやすい河岸、子どもが水辺を歩きやすいよう遊歩道を設置する等の施設整備を実施。</p>	国	河川局河川環境課
河川アドプトプログラム	<p>(事業目的) 市民団体、NPO等が行政(河川管理者)と協定を結び、一定区間の河川敷等の里親になり、清掃や草刈り、美化活動等の活動を行うものであり、地域住民との協働により、効果的・効率的な河川管理を目指すとともに良好な河川空間を形成する。</p> <p>(事業内容) 河川清掃等の活動に必要な様々な資機材の貸出等の実施。</p>	国、地方公共団体	河川局河川環境課
自然再生事業	<p>(事業目的) 河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。</p> <p>(事業内容) 蛇行河川の復元や湿地・干潟の再生等の自然再生事業</p>	国、地方公共団体	河川局河川環境課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
ラブリバー制度	<p>(事業目的) 地域の特性、歴史、風土を熟知している地域住民との連携、協調のもと適正かつ効果的な河川の維持管理を目指すとともに、河川への親しみを醸成し、住民とともに河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。</p> <p>(事業内容) ボランティア活動として堤防の草刈等を行う住民に対して、河川敷を住民の植栽や花壇としての利用に開放するなど。</p> <p>(認定箇所等) 152</p>	国・都道府県	河川局治水課
河川愛護月間における良好な河川環境の保全・再生への取り組みの推進	<p>(事業目的) 身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。</p> <p>(事業内容) 広報活動、イベント、表彰等を通じ、地域住民、市民団体等と連携を図りつつ、良好な河川環境の保全・再生等のための活動の支援、河川の美化活動、河川の点検、水面の利用体験活動の支援、川の指導者等の人材育成の支援等を実施する。</p>	国 都道府県 市町村	河川局治水課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>道路ふれあい月間における道路愛護思想の普及活動及び表彰</p>	<p>(事業目的) 道路を利用している国民に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいつくむという道路愛護思想の普及及び道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とする。</p> <p>(事業内容) 道路の清掃美化運動の実施、各種啓発イベント等の実施により、道路愛護思想の普及を行う。また、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関する活動が顕著であった民間の団体又は個人を表彰する。</p> <p>(実施箇所) 全国</p>	<p>道路管理者(国、都道府県、市町村、公団、公社)等</p>	<p>道路局道路交通管理課・総務課</p>
<p>交通安全総点検</p>	<p>(事業目的) 地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと、行政が地域と一体になって、道路交通環境の点検を行い、交通安全意識の醸成を図るとともに、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを行い、もって交通安全を確保することを目的とする。</p> <p>(事業内容) 住民代表、道路利用者代表、学校関係者、警察署及び道路管理者による「交通安全総点検実行委員会」を設置し、実施地区、点検テーマ等を住民等へ広報するとともに、一般の参加者を募り、住民や道路利用者の視点による道路交通環境の安全点検を実施する。</p> <p>(実施箇所) 全国</p>	<p>都道府県警察・道路管理者(国、都道府県、市町村)</p>	<p>道路局地方道・環境課、警察庁交通局交通規制課</p>

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
ボランティア・サポート・プログラム	<p>(事業目的) 地域住民等の連携・協働のもと、適切かつ効果的な道路の維持管理を目指すとともに、道路への慈しみを醸成し、道路景観やまちづくりに配慮した道路空間の形成を図る。</p> <p>(事業内容) 「実施団体」(住民団体等)、「協力者」(市町村)、「道路管理者」(国)の三者で協定を締結する。 「実施団体」は、決められた一定区画の中で、歩道部分の草木の手入れ、散乱ごみの清掃等を定期的に行い、「道路管理者」は実施団体のサインボードの設置、清掃用具の配布等や作業中の事故防止の指導を、「協力者」はごみの回収・処理、実施団体の連絡等を行う。</p>	国	道路局国道・防災課
すまいづくりまちづくりセンターの設立促進	<p>(事業目的) 住宅・建築まちづくりの行政を補完、支援するものであり、もって地域主体のすまいづくり、まちづくりの促進に資する。</p> <p>(事業内容) 住民の意識啓発、情報提供、景観づくり・まちづくり活動を推進する。</p> <p>[支援内容の例] ・ 情報提供窓口の設置 ・ 講習会、シンポジウム等の開催</p> <p>(実施箇所等) 全国</p>	地方公共団体関係公益法人等	住宅局住宅生産課
「住宅月間」(毎年10月)における功労者表彰	<p>(事業目的) 住意識の向上、ゆとりある住生活の実現及び建築物の質の向上を図るため優れた行動を行っている個人又は団体を表彰し、この分野における官民の諸活動を奨励すること。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体又は公益法人等の推薦をもとに、個人又は団体を表彰。</p>	国・地方公共団体関係公益法人等	住宅局総務課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
市街地環境整備事業	<p>(事業目的) 良好な景観形成、多様なライフスタイル・ワークスタイルの実現等次世代に誇れる豊かな住宅・市街地環境の形成に資する事業を促進するため。</p> <p>(事業内容) コーディネートに要する事業、まちづくり支援等に係る調査に要する費用(協議会への専門家派遣、住民等のまちづくりイベント活動支援等)。</p>	地方公共団体、公団、民間(コーディネートのみ)	住宅局市街地建築課
市街地総合再生事業	<p>(事業目的) 再開発が必要な地区、整備手法等の選定等を行う。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体による市街地総合再生計画の策定、コーディネート、計画に基づいて実施される市街地再開発事業その他の事業に対する補助等を行う。この中で、コーディネート業務として、まちづくり活動支援を行う地方公共団体等に対する補助を行う。</p>	地方公共団体・第3セクター	住宅局市街地建築課
まちなみデザイン推進事業	<p>(事業目的) 良好なまちなみ形成を促進する。</p> <p>(事業内容) 地区内権利者等による協議会組織が行う良好なまちなみ形成の推進方策等の検討に対して、地方公共団体を通して間接補助を行う。</p>	地方公共団体	住宅局市街地建築課
被災建築物の応急危険度判定制度	<p>(事業目的) 地震等により被災した建築物による二次災害を防止し、住民の安全を図る。</p> <p>(事業内容) 都道府県、関係公益法人及び国で組織する被災建築物応急危険度判定協議会において、業務マニュアルの整備、民間判定士に対する保障制度の運用など、実施体制の整備を行うとともに、都道府県において判定士の養成、登録等を進める。</p>	国・地方公共団体・関係公益法人等	住宅局建築指導課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
NPO等が行うボランティア輸送における運転者に対する人材育成のための教育体制の整備	<p>(事業目的) 単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者等の移動手段を確保するため、社会福祉法人、NPO 等が実施するボランティア輸送において、安全性の向上を推進し、安全で安心して利用できるボランティア輸送の実現を図る。</p> <p>(事業内容) 道路運送法第 80 条の許可の得て NPO 等が行う有償ボランティア輸送において、旅客輸送の安全確保のため、運転者に係る高度な人材育成等に取り組むモデルとなるべき先進的な地域の NPO 等に対して、財団法人交通エコロジー・モビリティ財団を通じて支援を行う。</p>	国	自動車交通局 旅客課
海辺の自然体験活動・環境教育の推進	<p>(事業目的) 港湾等における干潟・藻場・砂浜等の豊かな自然を市民が体験する場と機会を提供することにより、海辺の環境に対する理解を深め、良好な自然環境の保全と、安全で豊かな海辺環境の形成を図る。</p> <p>(事業内容) 国の港湾事務所等が地方自治体、教育機関、NPO等と連携しつつ、海辺の自然環境を活用した自然体験活動(海辺の自然学校)等に取り組む。</p>	国、地方自治体等	港湾局環境整備計画室
みなとまちづくりの推進	<p>(事業目的) 「みなとまち」において、「みなと」の資源を活かした個性ある地域の発展を図るため、NPO との協働により「みなと」空間を形成し、それを有効に活用することによる「みなとまちづくり」を推進する。</p> <p>(事業内容) 「みなとまちづくりプラン」の策定、並びに同プランに基づく地域の「みなと」の整備、及び「みなと」を活用した NPO 等の行う地域振興活動の支援。</p>	NPO・地元企業・市町村・港湾管理者・国等	港湾局民間活力推進室

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
「海守」活動の推進	<p>(事業目的) 海を見守る情報ネットワークとして、海守会員の日常生活及び社会活動を通じ、海上における不審な事象や海洋汚染についての監視や、海岸の保全等を支援するなど、国民生活の安全確保と環境の保全を目的に、社会貢献する活動を推進する。</p> <p>(事業内容) 不審情報等の関係機関への連絡 汚染による海岸の保全回復支援 海上犯罪の予防及び海洋環境の保全等の周知・啓発等</p>	関係公益法人	海上保安庁総務部政務課
海上保安業務に貢献された方への表彰	<p>(事業目的) 海上保安業務に貢献された方への表彰を行い、その功績を称える。</p> <p>(事業内容) 海上保安庁表彰規則に基づき、表彰を行っている。</p>	国	海上保安庁総務部人事課
民間海難援助団体の育成・強化1 海上保安官に協力援助した者等への災害給付	<p>(事業目的) 海難救助活動等に協力援助した者が災害を受けた場合に災害給付を行う。</p> <p>(事業内容) 海難救助活動等に際して、負傷、疾病等を負った協力援助者等に対しては、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」(昭和28年法律第33号)に基づき災害給付が行われるよう措置している。</p>	国	海上保安庁総務部秘書課
民間海難援助団体の育成・強化2 講習会及び訓練における講師派遣	<p>(事業目的) 水難救済会及び海洋レジャー団体の救助能力の向上を図る。</p> <p>(事業内容) 水難救済会及び海洋レジャー団体に対する救助措置等の講習会の開催、訓練の支援・指導。</p>	国	海上保安庁警備救難部救難課

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>民間海難援助団体の育成・強化3 救助用物品の無償貸付</p>	<p>(事業目的) 救助用物品を無償貸付することにより救助活動時の便宜を図る。 (事業内容) 水難救済会は、ボランティアとして海難救助を行っている団体であるが、海上保安庁は「物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律(昭和22年法律第229号)」に基づき、水難救済会に対して救助用物品の無償貸付を行っている。</p>	<p>国</p>	<p>海上保安庁警備救難部救難課</p>
<p>漂着ゴミ調査の推進</p>	<p>(事業目的) 海岸に大量に漂着するゴミには、自然には分解しないプラスチック類の石油化学製品が多くを占め、景観だけでなく海洋生物への影響等についても無視出来ない環境問題となっている。このため、一般市民、特に次世代を担う小学生を始めとした子供たちに幼い頃から海をきれいにする気持ちを持ってもらうなど、参加者に対する海洋環境保全思想の啓蒙と海岸に漂着するゴミの実態の把握を目的として実施している。 (事業内容) 海岸に漂着したゴミの回収、分類、集計を実施する。</p>	<p>国</p>	<p>海上保安庁警備救難部環境防災課</p>
<p>プレジャーボートの航行安全指導の推進1 海上安全指導員の指定、合同パトロール等の実施</p>	<p>(事業目的) プレジャーボートの海難を未然に防止し、運航マナー向上を図るため、海上安全指導員による航行安全指導を推進する。 (事業内容) プレジャーボートの運航について十分な知識・技能と経験を持った者を海上安全指導員として管区海上保安本部長が指定し、海上保安官との合同パトロールの実施、指導に必要な情報の提供等を行っている。</p>	<p>国</p>	<p>海上保安庁交通部安全課</p>

(省庁名 国土交通省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
プレジャーボートの航行安全指導の推進2 プレジャーポート関係者の組織化の推進	(事業目的) プレジャーボートの海難を未然に防止し、運航マナー向上を図るために、(社)小型船安全協会の設立・活動を支援する。 (事業内容) 海上安全指導員の活動の組織母体となる(社)小型船安全協会等の設立・活動を支援し、同団体に対して講師の派遣、情報提供を行っている。	国	海上保安庁交通部安全課

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 環境省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
環境カウンセラー事業	<p>(事業目的) 各界各層の自発的な環境保全活動を専門的な立場から助言することにより支援する。</p> <p>(事業内容) 環境に関する広範かつ専門的な知識を有し、実務経験豊富な者を、環境カウンセラーとして、登録(ボランティアベースの活動を支援)。 平成14年度までの登録者数3,097名 (市民部門 1,285名) (事業者部門 1,994名) (うち、両部門登録者182名)</p>	国	総合環境政策局 環境経済課 環境教育推進室
こどもエコクラブ事業	<p>こどもたちが地域の中で、仲間と一緒に主体的に地域環境や地球環境に関する学習や具体的な活動を展開できるよう支援する。</p> <p>(事業内容) 全国の小中学生にこどもエコクラブへの登録を呼びかけ、会員手帳、ニュースレター等による、さまざまな活動プログラムや情報の提供、クラブ間交流等を行う。 平成14年度末登録クラブ・会員数 約 4,000クラブ 約77,500人</p>	国	
全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)事業	<p>(事業目的) 星空観察を通じて、大気環境や光害問題についての国民の理解と関心を深め、その保全対策の必要性の普及啓発を図る。</p> <p>(事業内容) 都道府県を通じて参加団体を募集し、夏冬の年2回、全国一斉に肉眼と双眼鏡により星空の観察を行う。</p>	国	環境管理局 大気環境課 大気生活環境室

(省庁名 環境省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
<p>全国水生生物調査</p>	<p>(事業目的) 河川や水生生物と触れ合うことによる体験的環境学習と市民参加による河川の水環境の調査を目的とし、毎年、都道府県を通じて全国の小中学生や一般市民等に参加を呼びかけ、調査マニュアル「川の生物を調べよう」に基づき全国の河川で水生生物の生息状況の調査を行い、当該河川の水質階級（水質汚濁の程度）を調べている。調査結果は自治体レベル、全国レベルで集計を行い公表するとともに普及啓発等に活用している。</p> <p>(事業内容) 水生生物による水質判定手法の検討・開発 1. 調査マニュアルの作成・配布 2. 参加者の募集 3. 調査結果の取りまとめ 4. 調査結果の公表や各種環境学習、普及啓発等への活用</p>	<p>環境省、都道府県（なお、国土交通大臣直轄の1級河川については国土交通省が同様の調査を実施。</p>	<p>水環境部 企画課</p>
<p>瀬戸内海環境保全普及活動推進費</p>	<p>瀬戸内海の環境保全を推進するに際して、地域住民、事業者等による理解と協力、連携が不可欠であることにかんがみ、地域における環境教育・環境学習や環境保全実践活動の中心となる指導者養成・人材育成のための研修等を行うとともに、瀬戸内海環境保全月間ポスター等による普及啓発を図る。</p> <p>瀬戸内海の環境保全に関する活動及びポスター等による普及啓発 ①親子等を対象とした自然観察会等体験的事業 ②活動の中心となる指導者養成・人材育成事業 ③瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム事業 ④瀬戸内海環境保全月間ポスター募集事業</p>	<p>関係団体 (瀬戸内海沿岸の関係府県市等)</p>	<p>水環境部 閉鎖性海域対策室</p>

(省庁名 環境省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
自然公園指導員制度	<p>(事業目的) 国立・国定公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、自然公園の実情に詳しく、指導に当たれる者を置き、利用指導や情報収集を依頼し、自然環境の保全に資する。</p> <p>(事業内容) 委嘱を受けた指導員が国立・国定公園内において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用マナー、事故防止についての利用者指導 ・公園内の情報を行政に提供 を実施。 	国	自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室
パークボランティア活動推進事業費	<p>国立公園の保護管理、利用者指導等の活動について広く国民の参加を得ることを通じ、活動の充実を図るとともに、自然系環境教育活動の推進を図る。</p> <p>登録されたボランティアが国立公園内における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然解説活動 ・美化清掃活動 ・植生復元活動 ・施設等の軽補修活動 などを実施 	国	
子どもパークレンジャー事業 [文部科学省との連携事業]	<p>子どもたちを対象に国立公園等のパトロールやマナーの普及、自然環境の復元維持活動等を行うプログラムを展開することにより、自然とのふれあいを推進し、環境の大切さを学ぶ機会を提供する。</p> <p>全国各地の国立公園等において、自然保護官(レンジャー)やパークボランティアの指導・協力の下、参加した子どもたちが</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園等のパトロール、利用者の指導啓発 ・自然探勝路、登山道等の清掃、維持補修(標識、柵等) ・動植物の生息・生態調査 ・植生保全(植生、帰化植物除去等) <p>自然観察活動 等に取り組む</p>	国	

(省庁名 環境省)

施策名	事業概要	実施主体等	担当局課
自然大好きクラブ事業	<p>自然が大好きな人々と、自然とふれあう機会を提供しようとする施設や団体とのネットワークを構築し、国民の自然ふれあい活動への参加を促進するとともに、活動レベルに応じて自然の中でのマナーや知識・技術を向上させる機会を提供する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然大好き宣言」してクラブに参加することにより、手帳(パスポート)を配布 ・ホームページを開設し、広く一般に自然ふれあい施設、自然体験イベント等に関する情報を提供 	国	自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室
自然環境学習指導者育成事業	<p>各種自然ふれあい施設において自然解説業務を行う者を対象に、知識の伝達のみならず、体験を通じて自然を学ぶ体験学習の手法を用い、より効果的にインタープリテーションを行うことを目的に研修会を実施する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入門研修 ・実践研修 ・ボランティアコーディネーター研修 ・企画担当者研修 <p>各コース30名で実施</p>	国	
環境保全型自然体験活動(エコリズム)推進事業	<p>すぐれた自然環境における適正な自然とのふれあいを進めるため、環境保全型自然体験活動(エコリズム)を全国的に普及展開する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の把握 ・アンケート及びヒアリング調査 ・地域における環境保全型活動のあり方等の検討 ・モデル事業の実施による地域の取組への支援と普及啓発 	国	

(省庁名 環境省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
自然公園等利用推進事業	<p>様々な自然とのふれあい活動の普及促進を図るため、各種行事を実施する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあうみどりの日の集い(4月29日) ・自然に親しむ運動(7月21日～8月20日) ・自然公園大会(自然に親しむ運動の中心行事として、毎年各県持ち回りで実施) ・全国・自然歩道を歩こう月間(10月1日～31日) 	<p>国 都道府県 市町村 関係団体</p>	<p>自然環境局 総務課 自然ふれあい 推進室</p>
自然ふれあい体験学習等推進事業	<p>自然公園等の利用者が、環境保全上適切で、多彩な自然とのふれあい活動や自然体験活動が行えるよう、各地区の自然資源や社会状況及び施設の機能、特色に応じたプログラムや利用案内システムを作成し、ビジターセンターやふれあい自然塾等の施設において利用者を指導、案内するための事業を展開する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な自然ふれあい体験を推進するための自然体験プログラムの検討 ・ふれあい自然塾において体験プログラム開発、実践、情報発信 	<p>国</p>	

